

別紙4 (調査研究費)

調 査 報 告 書

平成29年8月3日

木津川市議会議長 高味 孝之 様

議 員 名 九社前 幸助

調査期日	平成29年7月31日(火) ~ 平成29年8月1日(水)
調査先	1 日時 平成29年7月31日(火) 午後1時30分~午後3時30分 視察先 静岡県掛川市 ○世界農業遺産の認定経過について ○茶草場農法について
	2 日時 平成29年8月1日(水) 午後1時00分~午後3時00分 視察先 筑波大学 つくば機能植物イノベーション研究センター ○環境保全活動における教育研究事例について ○地域住民との交流事例について ○農林技術センター施設見学について
参加者氏名	
調査項目等	別紙のとおり

◎世界農業遺産と茶草場ちやぐさば農法について

現場視察研修をして、掛川市北東部に位置する東山地区では、茶農家によって維持管理された茶畑周辺の反自然草地のことを古くから「茶草場」とよんでいた。かつては日本各地でみられた半自然草地は、時代の変化に伴って減少し、草地を住みかとしていた多くの動植物の中には絶滅に瀕している種類もあると説明を受けた。また東山地区では150年以上前から良質茶の栽培を目的に、茶農家の方々が地域共同で手間暇かけて、草を刈り、草を敷く農法を続けてきた。このお茶づくりにこだわる思いが、全国から失われつつある里山の草地の生物多様性の維持に役立ってきた。

茶草場面積は130haあり、東山地区の茶草場は180haに対して、7割に当たる130haと広大であった。

世界農業遺産と世界遺産の違いは、世界遺産の主なものに遺跡や歴史的建造物、自然など「不動産」を登録、保護しているのに対し、世界農業遺産は、次世代に継承すべき伝統的な農業の「システム」を認定するものである。

(国連 食糧農業機関「FAO」の制度である。)

29.7.31



①
茶園
見学終了



②
竹ササ



③
スス文等
刈取後
収納されて



29.7.31

④

お茶のついで
話を聞か
せて頂く



⑤

刈取った
ススキの納



⑥

茶園の畝
にススキを
敷いている

29.7.3

⑦



⑧

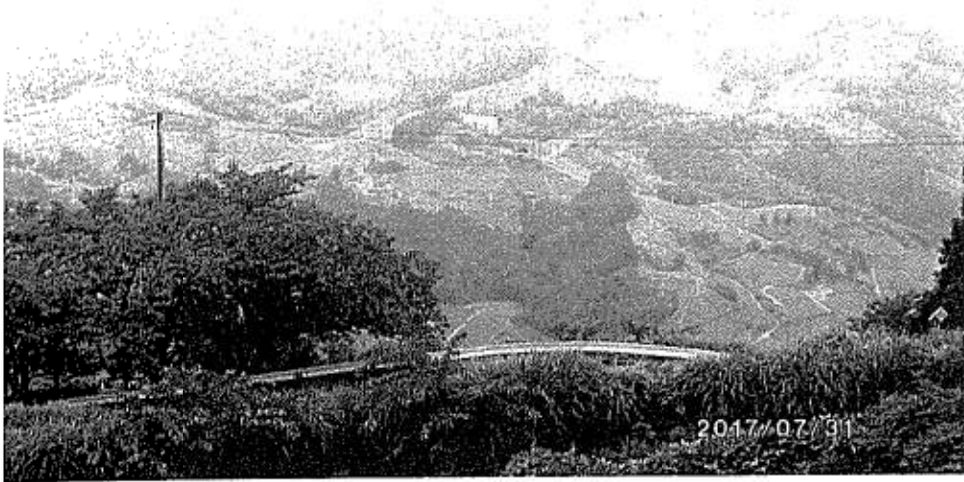


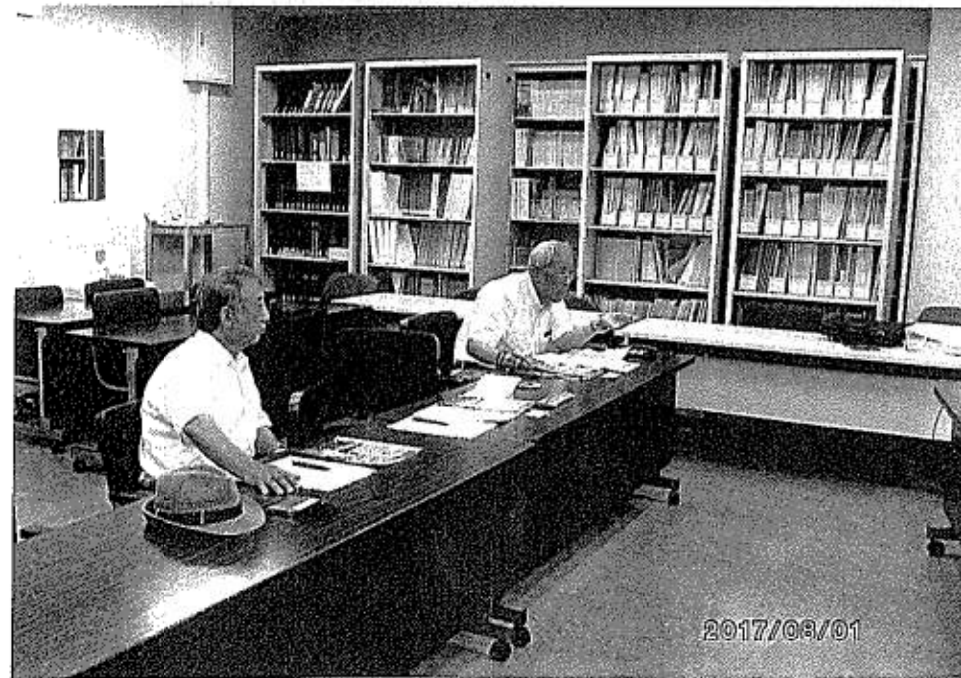
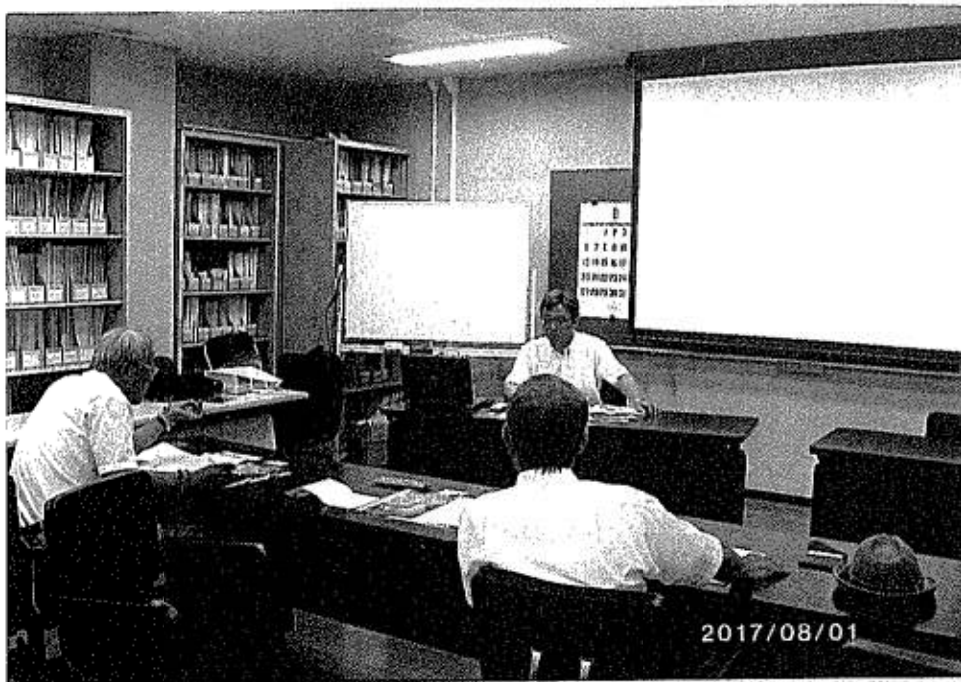
⑨



29.7.3*

10





29.8. 1



作物見本園
を視察する
食物作物
工業作物



林教授の
植物状況に
ついて説明
を聞いた。



稲の成長状況
（学生が実習中）



29.8. 1

水耕
下刈栽培



低木
下刈栽培



りんごの
樹
連結栽培

別紙4（調査研究費）

調 査 報 告 書

平成29年11月22日

木津川市議会議長 高味 孝之 様

議 員 名 九社前

調査期日	平成29年11月14日（水） ～ 平成29年11月14日（水）
調査先	1 日時 平成29年11月14日（水） 午後1時30分 ～ 午後3時30分 2 視察先 大阪府池田市 総合窓口の導入及び民間委託について
参加者氏名	
調査項目等	別紙のとおり

平成29年11月14日

報告者 九社前 聿朗

池田市への調査報告

大阪府池田市へ、総合窓口の導入及び民間委託について、またゴミ有料袋制導入の流れについて調査してきました。

面積：22.14㎢、人口103,069人（内外国人1,133人）

池田市長は、5期目の当選後、わずか半年を経過したのみであるにもかかわらず、大阪府知事選挙に出馬という選挙により市長職を辞し、約4年と1か月半ぶりに市長に復職した異色の市長である。再登庁の挨拶で、「教育日本一、子ども子育て日本一の池田市」、を目指そうと、そして今後のまちづくりの方向性を示す「9本の矢」に向けて庁内一丸の姿勢で取り込んでいくことを発表した。

池田市市民生活部総合窓口課の職員から説明を受ける。

総合窓口の考え方は

平成19年の市長所信表明において初めて表面化しました。

平成21年度中に「民でできるものは民で、官にしかできないものは官で」を推進するため民間委託化が、決定されました。

平成22年度にプロポーザルにおける委託業者の公募及び選定。

平成23年7月に市民課との統合により総合窓口課となり、同時期に業務の一部を民間委託により開始した。

財政面において、職員の削減もあり委託費用と人件費として約1,100万円の効果がありました。その後削減の効果は維持できています。

ごみ有料袋制の導入について説明して下さい。

市長が有料袋制の導入について、ごみの減量化・再生化のため市民に対して、事前に説明され、減量目標を設定のうえで減量目標を達成できなかった場合、ごみ有料袋制に移行する。2012年に減量目標を達成したが、同時期にフェニックス投棄場所が満杯になるため、市長の説明により一層の減量のためごみ有料袋制に移行した。移行までに、市民に対しては4年間の試行期間がありました。

市民からの問題提起は、なかったと認識している。

29.11.14





29.11.14

